

原材料・エネルギーコスト高及びデフレ等の影響を受けて資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関等の経営支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫等が低利融資を行います。

制度の概要

対象者: 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者又は来すおそれのある者

対象資金: 設備資金及び運転資金

貸付限度額:

(中小企業事業) 7.2億円

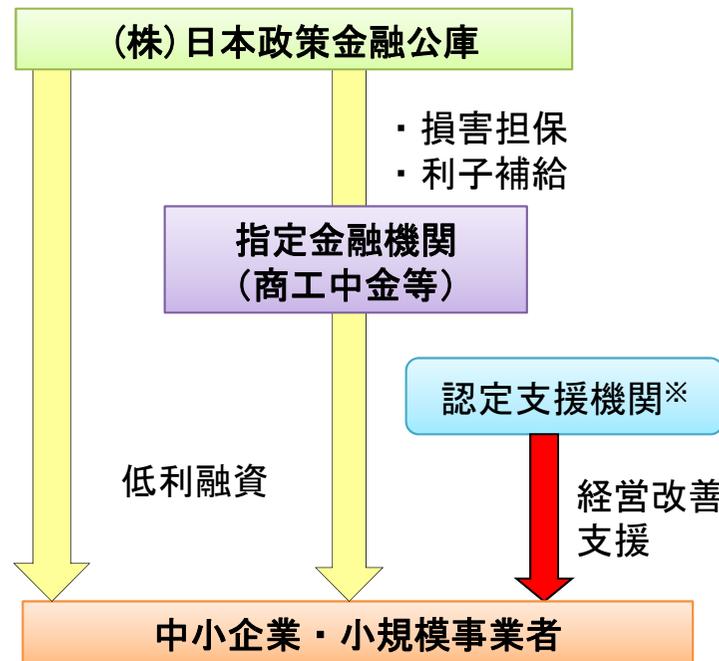
(国民生活事業) 4,800万円

貸付期間: 設備資金15年以内、運転資金8年以内

貸付金利: 基準利率(1月16日現在 (中小)1.60% (国民)1.90%)。ただし、運転資金のうち、以下の条件に該当する場合、金利引き下げを行います。

- ① 厳しい業況にあり、認定支援機関等の経営支援を受ける場合、基準利率-0.4%
- ② 雇用の維持・拡大を図る場合、基準利率-0.1%
- ①・②ともに該当する場合、基準利率-0.5%

事業スキーム



※ 中小企業経営力強化支援法(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律)に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

(注) 商工中金の危機対応業務(中小企業向け)は、中小事業と同様の内容で実施。